

日本大学理工学部社会交通工学科 ○学生会員 高橋 寛之
 共立エンジニアリング 成沢 純
 東京デザイナー学院 守田 真由美
 日本大学理工学部社会交通工学科 正会員 伊東 孝

1 背景と目的¹⁾

大正8年に公布された市街地建築物法に基づき、市街地の美観すなわち人工的な建築美を維持することを目的に、皇居外郭一帯が美観地区に指定された。本研究はまず、計画で終わってしまった昭和15年の美観地区拡張指定区域案から拡張指定区域図を作成し、従来知られていなかった美観地区拡張計画の考え方を図から読みとる。次に、美観地区指定区域と建築物の高度制限および屋外広告物の実態を調査し、年度別に比較する。

2 美観地区指定とその後の変遷

「東京美観地区」は、首都の美観保持・増進を狙いとして、昭和8年に指定された。指定されたのは、皇居周辺を取り囲む地区である。翌年、当時東京の建築行政を担当する警視庁から「美観地区内の高さ指定」が公布され、海拔地盤高にあわせて建築物の最高高さを6段階に定めた。運用にあたっては、地方長官が重要と認めた事項について主務大臣の許可をうけるようにした。

美観地区指定から5年後の13年、市街地建築物法が改正され、ようやく「美観地区審査委員会」の設置が義務づけられた。翌14年同施行規則が改正され、美観審査委員会に関する規定は地方長官が決めることになった。15年に開催された第2回美観審査委員会で

は、「美観地区の拡張指定に関する建議案」が審議された。しかし18年、東京都制実施に伴う建築事務移管の結果、委員会は解消された。

戦後の25年、市街地建築物法に代わって建築基準法が制定され、美観地区内における建物の規制は各自治体の条例によるものとなった。それまでの美観地区は、建築基準法に基づいて指定されたものとみなされた。41年、東京美観地区建築条例案が検討されたが、東京都は建議案を提出しなかった。したがって美観地区の指定は、今日まで継続されているが、条例は未だに作られていない[※]。

表-1は、年代別の規制内容を示したものである。表からすべての規制が徐々に緩和されていくことが明らかである。理由としては、警視庁による運用から東京都による運用へと移行され、許可制が認可制になって、規制が弱まったと考えられる。

3 美観地区拡張指定区域図からの読みとり

拡張指定区域図（発表時に紹介）を作成して以下のことがわかった。

- ①幹線街路・鉄道沿線に沿って、東京市全域に拡張
- ②駅前広場で考えられているのは五駅（上野・新宿・渋谷・目黒・両国）のみ
- ③面的な指定は、美観地区隣接の区域
- ④外濠・神田川・隅田川の両岸一帯を指定

表-1 年代別に見る美観地区の規制制度

年代	出来事	内容	運用
昭和8年	美観地区指定	首都の美観保持を目的に皇居外郭一帯を指定	警視總監
昭和9年	最高高さ指定	31, 28, 26, 25, 20, 15mの最高限度高さ指定	警視總監による許可制
昭和14年	市街地建築物法改正	美観審査委員会規定	警視總監
昭和15年	拡張指定区域案	現区域にとどまらず市内全般にわたり指定	警視總監(美観審査委員会)
昭和18年	東京都制の施行	美観審査委員会解消	警視總監
	市街地建築物法施行停止	戦時特例により施行停止	主務大臣
昭和23年	市街地建築物法適用再開	美観地区適用除外	主務大臣
昭和24年	屋外広告物条例指定	美観地区内において屋外広告物の提出を禁止	東京都による許可制
昭和25年	建築基準法公布	美観地区内の規制は各自治体の条例によって行う	東京都知事
昭和37年	最低限度高さ指定	千代田区、中央区の一部に20m最低限度制限	各区
昭和38年	建築基準法改正	建築基準法の高さ制限撤廃	東京都知事
昭和41年	東京都美観地区建築条例案	建築物の制限及び東京都美観審査委員会の設置	東京都知事
	屋外広告物条例改正	届出制度の創設及び指導の強化	東京都による認可制

キーワード：東京美観地区、屋外広告物、拡張指定区域案

連絡先：千葉県船橋市習志野台 7-24-1 日本大学理工学部社会交通工学科都市環境計画研究室

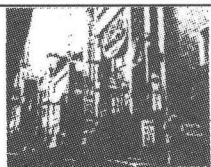
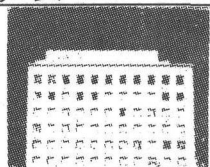
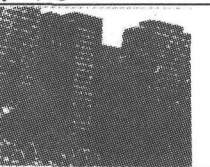
区域	屋外広告物禁止区域内	屋外広告物禁止区域外		
		パターン1	パターン2	パターン3
写真				
	場所 有楽町一丁目	一ツ橋	神田錦町三丁目	大手町一丁目
特徴	・道路上空に突出している ・文字や色の主張が強い	・皇居側に向いている ・字が小さい ・建物と同色で書かれている	・皇居に対して広告物の み斜めに向いている	・建物は正面を向いている が、広告物は側面に向い ている

図-1 屋外広告物の現状

上記のことから、美観地区拡張指定区域案は、皇居に準ずる地域だけでなく、幹線街路・鉄道およびウォーターフロントをふくめて東京市全域にネットワーク状に考えられた。ここに美観概念の拡大をみることができる。

4 美観地区の現状

美観地区指定にともない、昭和9年「美観地区内の高さ指定」、24年「屋外広告物条例」が制定された。25年、新たに建築基準法が制定され、市街地建築物法はなくなり、高さ指定もなくなった。37年、各区によって一部の地域で最低高さの規制がなされた。現在の美観地区は、千代田区・中央区による「最低高さ」と都による「屋外広告物条例」の規制のみになっている※。

屋外広告物は、美観を維持し、公衆に対する危害を防止するため、条例などで屋外広告物の掲出を規制している。しかし、社会上必要な最低限の広告については、その掲出目的・表示面積等、一定基準に適合する場合に限り、地域的規制、物件的規制、許可区域の規定の全部または一部の適用が除外される。

屋外広告物条例は東京都によって取り締まられているが、主な取り締まりは区がおこなっている。しかし、はっきりした運用はなされていない。

美観地区内において、屋外広告物条例に基づく禁止区域と皇居周辺の禁止区域外について、屋外広告物の設置実態を調べた。

屋外広告物禁止区域では雑居ビルが多く、ビルの規模も小さい。そのため広告物が多い。これに対し、屋外広告物の禁止区域外では、ビルは大きく、屋外広告物は少ない。しかも設置場所は、皇居のほうから直接文字が見えないような配慮がうかがえ、掲載方法は図-1のような3つのパターンがみられた。

調査結果から禁止区域では、規制は守られているが、皇居側からは見えないので広告物の掲出方法に全く配慮がなく、禁止区域外に比べ、統一感がない。禁止区域外では、規制がないのに禁止区域よりも各ビルの自粛によって良い環境が保たれている。

5 結論

美観地区拡張指定区域案は、皇居に準ずる地域を指定し、それらをつなぐ路線をネットワーク化することによって東京市全域の美観の向上を図ろうとしたと考えられる。しかし昭和18年の都制実施にともなう事務移管の中で、拡張指定区域案は消滅した。

美観地区は、昭和8年に指定されたが、現在に至るまで実質的な運用はされてこなかった※。

建築物の高さ規定は、昭和9年に制定され、25年に規制がなくなり、現在は、最低高さの制限があるのみである。

屋外広告物規制は、美観地区拡張指定区域案の中で看板や電柱についての規制が検討された。実際には、昭和28年制定の東京都屋外広告物条例によって、今日に至るまで規制されている。現在の美観地区内の屋外広告物は、禁止区域外に比べ禁止区域の方がまったく配慮がなく、統一感がない。禁止区域外では、皇居の尊厳や周辺環境を保持するため、皇居の方から広告物が見えないような配慮がなされている。

※平成10年に『千代田区景観まちづくり条例』が策定され、美観地区を有効な都市計画制度として生かすため、『美観地区ガイドプラン』を策定中である

参考文献

- 1) 美観審査委員会規定：東京公文書館所蔵、内田祥三文庫、1940年